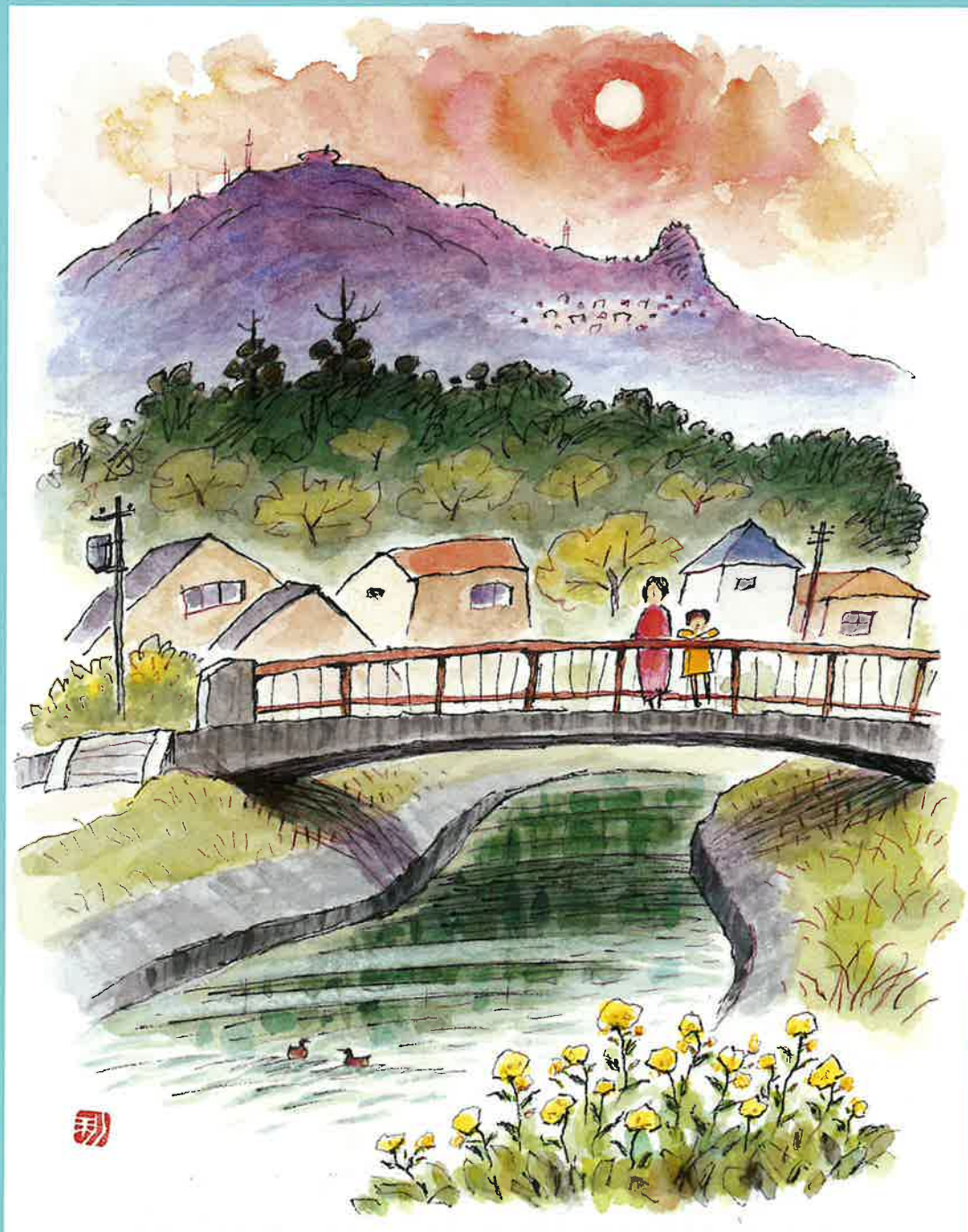


生駒市の下水道



生駒市 下水道課

下水道のあゆみ・下水道の現況	2
下水処理のしくみ	4
下水道工事	5
受益者負担金	6
排水設備工事	8
下水道使用料・水洗化融資あっせん制度	10
排水設備の点検と修繕	11



はじめに

生駒市では、豊かな自然と歴史と未来が融合したまちを目指して、うるおいとあたたかみのあるまちづくりに取り組んでいます。

今日、地球規模での環境問題がクローズアップされる中、下水道は快適な生活環境づくりと自然環境の保全を図るための基礎的な役割を担っており、本市でも市民生活を支える下水道の普及と整備を積極的に推進しています。



下水道のあゆみ

生駒市は大和川流域である竜田川、富雄川及び淀川流域である天野川、山田川の4水系からなっており、生活排水は身近な小川や、農業用水路などを通してこの4水系に排出されてきました。しかし、経済の発展に伴う都市化の波は、人口の著しい増加とともに生活排水の急激な増加をももたらしたため、河川や水路の汚濁が進み、生活環境が悪化する等さまざまな問題の発生原因となりました。そこで、生駒市では皆さんの健康で快適な生活と豊かな自然環境を守るため、昭和49年度から公共下水道の建設に着手しました。



下水道の現況

生駒市の下水道は4つの処理区に分かれており、それぞれ処理区ごとに下水処理場へ流入し、市内には2つの処理場があります。

鹿ノ台などの山田川処理区は、汚水を山田川浄化センターで処理し、淀川の上流にあたる山田川に放流しています。この処理区のうち鹿ノ台地区は、区画整理事業による下水処理場及び管きよの整備が完了しており、昭和60年4月より供用開始しています。

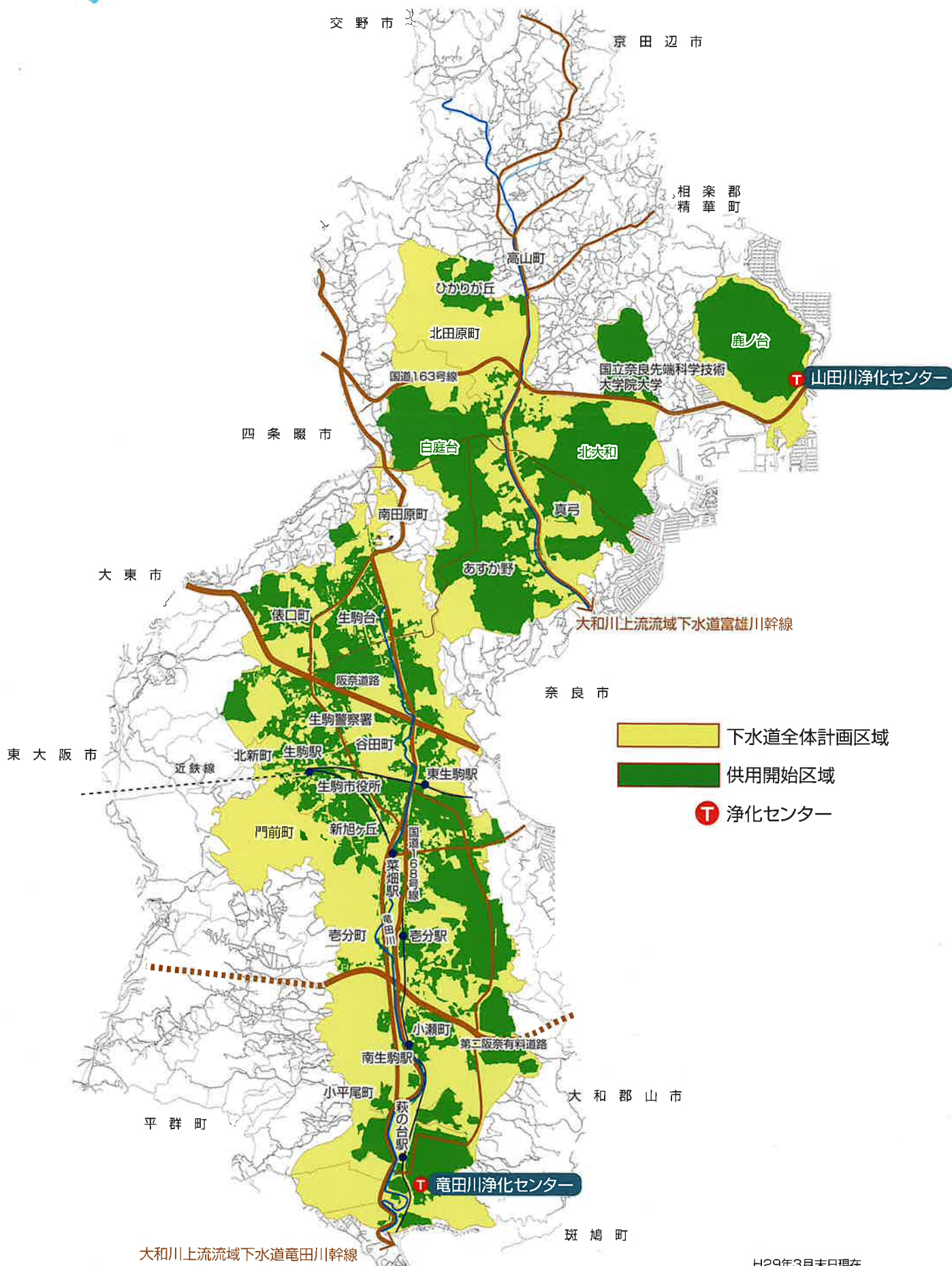
生駒市の人口の約70%が居住する竜田川処理区は2つの区域に分かれます。

1つは、汚水を市内にある竜田川浄化センターで処理し竜田川に放流している区域で昭和60年より供用開始しています。もう1つは、平群町・三郷町・斑鳩町などからの汚水とともに大和郡山市にある奈良県浄化センターで処理し大和川に放流される区域で、奈良県浄化センターにつながる管きよ工事が平成19年3月に完成し、処理が行われています。

人口増加が進んだ住宅団地を中心とする富雄川処理区は、昭和62年12月奈良県浄化センターまでの管きよが整備されたことにより供用を開始し、奈良市・大和郡山市・その他の市や町からの汚水とともに処理されています。

生駒市の下水道普及率は平成29年4月現在68.3%と、徐々に増加しております。

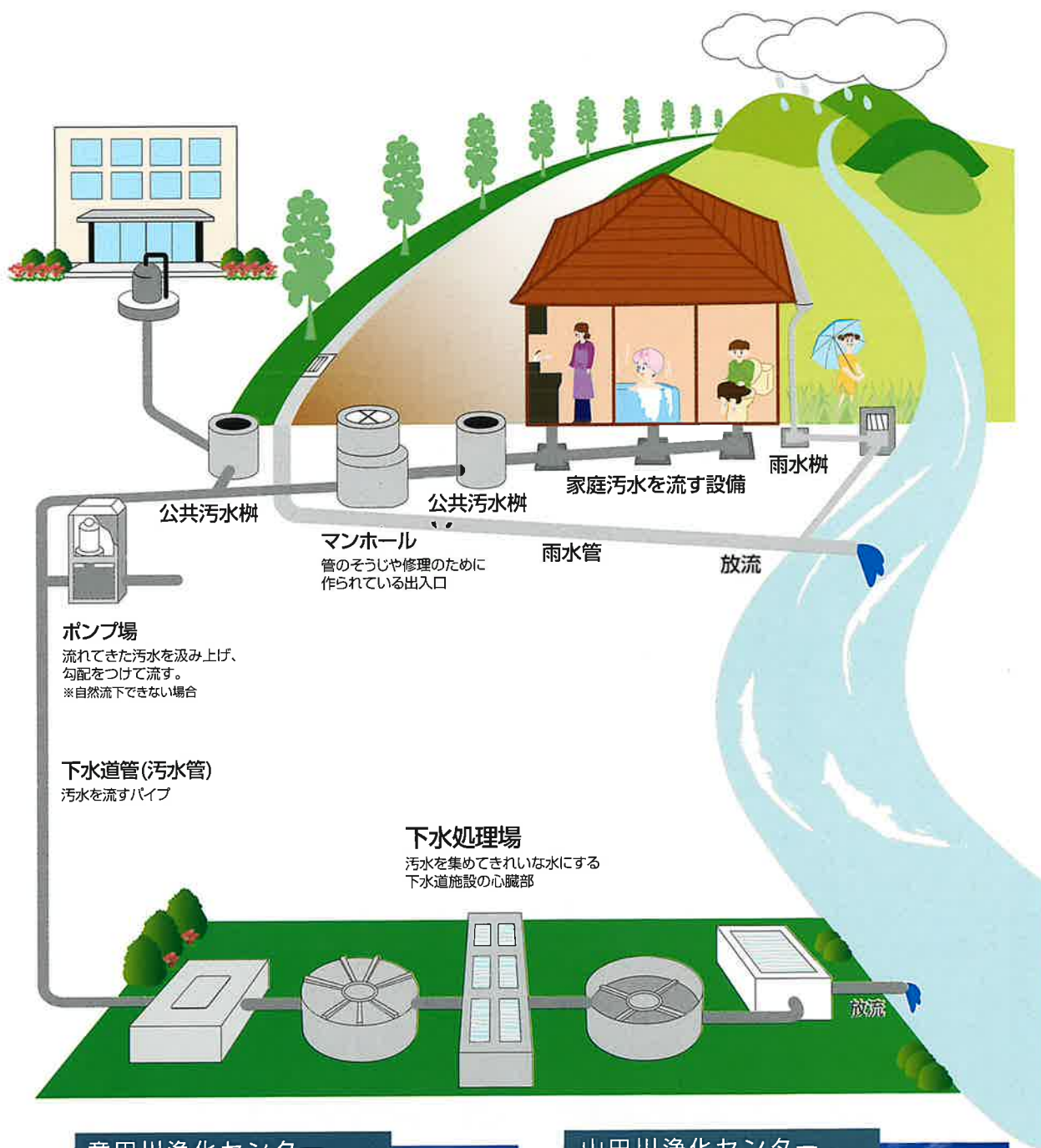
今後も快適な生活環境づくりのため、下水道整備と普及促進に努めてまいりますので、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。





下水処理のしくみ

皆さんの家庭等から排出された汚水は、下水道管(污水管)を通して市内の2つの浄化センターまたは奈良県浄化センターへと流れていきます。集められた汚水は、以下のようにいくつかの行程を経て定められた水質まできれいにして川に放流されます。



竜田川浄化センター



山田川浄化センター



下水道工事

公共下水道管きょ築造工事は、下水道本管、公共汚水枳、本管と公共汚水枑をつなぐ取付管の設置を行います。工事は、市が発注した建設業者により行われます。

工事中は、車両通行止めなどの交通規制や騒音等で、長期間に渡り付近の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



下水道管の埋設工事とともに**公共汚水枑設置工事**を行います。公共汚水枑は原則として「1宅地に1箇所、道路との境界から**1m以内**の敷地内で道路との高低差1m程度までの場所」に設置します。設置する位置は、後の排水設備工事を行っていただくのに最適で、かつ市の維持管理ができる場所を決めて、個別に配付する「公共汚水枑設置申請書」に記入し提出してください。工事が終わり、下水道へ汚水を流すことができるようになりますと、市は供用開始の日を定め公示します。供用開始後、敷地内の排水設備工事を行うことができます。この時期につきましては、戸別にお知らせします。



受益者負担金

受益者負担金とは？

公共下水道事業には、管きょや処理場などの建設に多額の費用が必要です。下水道施設は道路、公園などのように不特定多数の人が利用できる施設とは違い、下水道が整備された区域の人しか利用できない公共施設です。ですから、事業費のすべてを税金でまかなうことは、下水道が整備されていない地域の方々とのおいだに、大変不公平が生じることになります。そこで、事業費負担の公平化を図るため、下水道が整備され利用できる区域にお住まいの皆さんには、建設費用の一部にあてるため、受益者負担金として費用負担をお願いしています。

なお、受益者負担金は、1つの土地について一度お支払いいただければ、以後二重に賦課されることはありません。

受益者負担金の金額

受益者負担金は、公共下水道が利用できるようになった土地の面積に応じた金額で、土地面積1㎡あたり400円です。

受益者申告書の提出について

受益者負担金をいただくこととなる土地については6月初旬頃、受益者申告書を送付しますので、押印のうえ所定の期日までに返送していただきます。

市はその申告書をもとに負担金額を決定し、決定通知書と納付書を7月初旬頃に送付します。※提出がない場合は、市の認定による賦課となりますので、必ず提出してください。

受益者負担金の徴収猶予と減免

徴収猶予

災害、盗難などで受益者負担金を納付することが困難な場合や、受益者負担金を納付することが困難かつ農地、山林等で当分の間宅地化されない土地の場合には、申請により徴収が猶予される場合があります。

減 免

その土地が道路、公園、学校、社会福祉施設といった公共施設、自治会が管理する集会所の敷地などは、申請により受益者負担金の全部又は一部が減免になる場合があります。

詳細は下水道課までお問い合わせください。

受益者負担金の納付方法

納付書による納付

毎年7月初旬頃に納付書を送付いたしますので、市の指定する金融機関または市役所下水道課の窓口で納付してください。

口座振替納付

振替希望の金融機関の窓口でお申込みいただくと、翌月以降の納期は自動振替納付になります。口座振替申請書は受益者申告書送付時に同封されますが、いつでも申し込みできますので、必要な場合は下水道課までご連絡ください。

受益者負担金の納期

納期は次の表のように、1年3回(7月、11月、2月の各末日)で3年間、合計9回になります。1年目は、「分割納付」と第1期に全額を納付する「一括納付」の両方の納付書が送付されます。途中から残額を一括納付することもできますので、ご希望の場合は下水道課までお申し付けください。

年 度	期 別	納 付 期 間
1 年 目	第 1 期	7 月 1 5 日～7 月 末 日
	第 2 期	1 1 月 1 5 日～1 1 月 末 日
	第 3 期	2 月 1 5 日～2 月 末 日
2 年 目	第 1 期	7 月 1 5 日～7 月 末 日
	第 2 期	1 1 月 1 5 日～1 1 月 末 日
	第 3 期	2 月 1 5 日～2 月 末 日
3 年 目	第 1 期	7 月 1 5 日～7 月 末 日
	第 2 期	1 1 月 1 5 日～1 1 月 末 日
	第 3 期	2 月 1 5 日～2 月 末 日

受益者負担金金額計算例

土地の面積が132.36㎡の場合

$$132.36\text{㎡} \times 400\text{円} = 52,944 \div 52,940\text{円 (10円未満切捨て)}$$

受益者負担金は、52,940円になります。

分割納付の場合、1年目第1期には6,540円、それ以降は5,800円です。



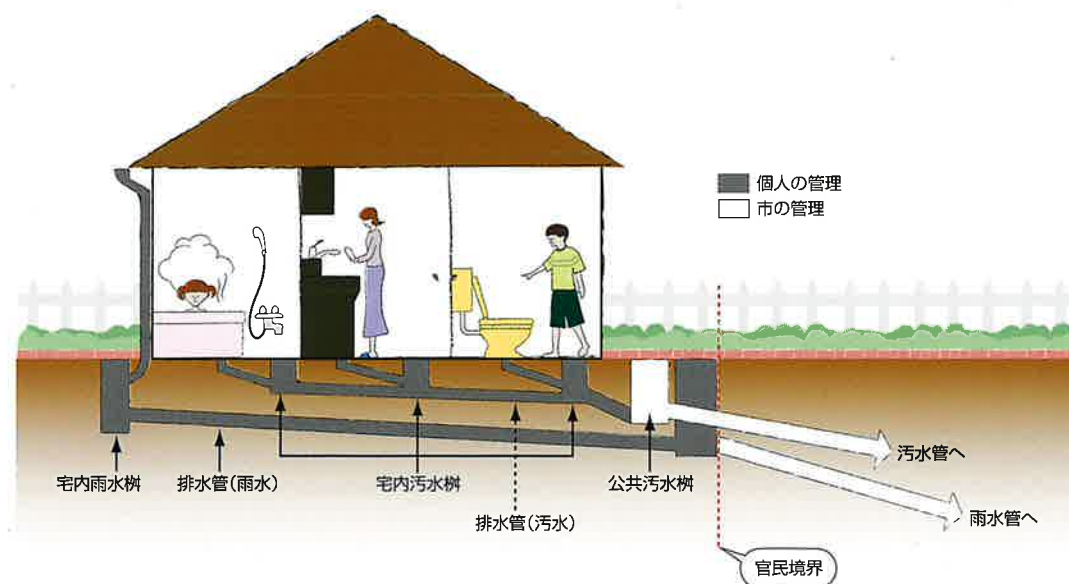
排水設備工事

皆さんのお宅から排出される台所・風呂・トイレ等の生活排水を公共下水道に流すためには「排水設備」を設置しなければなりません。これらの排水設備は公共下水道の供用が開始されたら遅滞なく公共下水道に接続すること、くみ取り式トイレは供用開始の日から3年以内に水洗便所に改造することが法律で義務づけられています。

☆下水道法－第10条(排水設備の設置等)・第11条の3(水洗便所の改造義務等)

生駒市の公共下水道は分流式です。

分流式とは、汚水(雨水以外のすべての排水)と雨水を分け、それぞれ下水道の污水管と雨水管に流す方法です。



排水設備工事は生駒市排水設備指定工事店で

排水設備の工事は生駒市で指定している排水設備指定工事店でないとできません。

指定工事店とは、皆さんに安心して工事を依頼していただけるよう、工事に必要な技術を有する責任技術者を擁した工事店のことで、生駒市で審査し指定しています。生駒市ではこれらの工事店に対して、生駒市下水道条例・排水設備基準等について説明会を行っています。

※指定工事店以外での工事発注及び施工は生駒市下水道条例違反です。

万一排水設備に異常があったときに、施工業者が不明であったり指定外の業者であったりして、すぐ修理してもらえないなどという事態を避けるためにも、排水設備工事の施工は指定工事店で行って下さい。

排水設備工事の申込みから使用開始まで

① 申込み



皆さんが直接排水設備指定工事店にお申込みください。

※水洗便所改造資金融資あっせんの申込みは排水設備工事の申請時に！
詳細は下水道課までお問い合わせください。

② 申請



排水設備工事を行うには、あらかじめ市長の確認を受けていただきます。申請手続きは皆さんが依頼した指定工事店が行います。

市は、申請について書類審査・現場調査を行い内容が基準に適合していれば「排水設備等工事計画確認通知書」を交付します。

③ 着工・確認



確認書が交付されてから、排水設備工事にかかります。工事が完了すると、指定工事店は5日以内に完了届を市に提出します。

④ 検査



施主立会いのもと市の職員が検査し、合格すると検査済票を玄関など見やすいところに貼ります。



⑤ 使用開始



検査に合格すると使用開始となりますので、指定工事店を通じて使用開始届を提出してください。



下水道使用料

昼夜を問わず汚水が流れる下水道管、そして年中無休で運転している浄化センター。これらが正常に的確に働き続けるためには、常時保守点検を行うなどの維持管理が必要です。この維持管理にかかる費用などには、公共下水道を使用される皆さんに納めていただく下水道使用料が充てられています。

下水道使用料

一般家庭の下水道使用料は、1 m³あたり106円+消費税です。

(例) 1ヶ月に水道水30m³使用された場合…

(106円×30m³)+消費税=3,434円

使用料の算出方法

使用料は、排出された汚水量により算出されます。

- 水道水を使用した場合、その使用水量を汚水排出量とします。
- 水道水以外の水を使用した場合、申告に基づき市が使用実態を調査のうえ認定した水量を汚水排出量とします。
- 製氷業等の営業に伴い、使用水量と汚水排出量が著しく異なる場合は、市が営業者の申告・使用実態に基づいて汚水排出量を認定します。

使用料の徴収方法

水道水を使用した場合の下水道使用料は、水道料金とあわせて、原則として2ヶ月ごとに徴収します。その他の場合は、市の定めるところにより徴収します。



水洗化融資あっせん利子補給金制度

供用開始区域にお住まいの方がくみ取り式やし尿浄化槽付の便所から公共下水道に連結した水洗便所へ改造工事を行う場合、生駒市ではその工事に必要な資金の融資あっせんを行っています。また、融資あっせんを受けた方が定められた通り遅滞なく全額償還されると、この償還にかかった利子を市が補給します。

融資あっせん額

上限50万円

排水設備工事の予定がありこの制度の利用を希望される方は、必ず工事の前に下水道課までお問い合わせください。

排水設備の点検と修繕

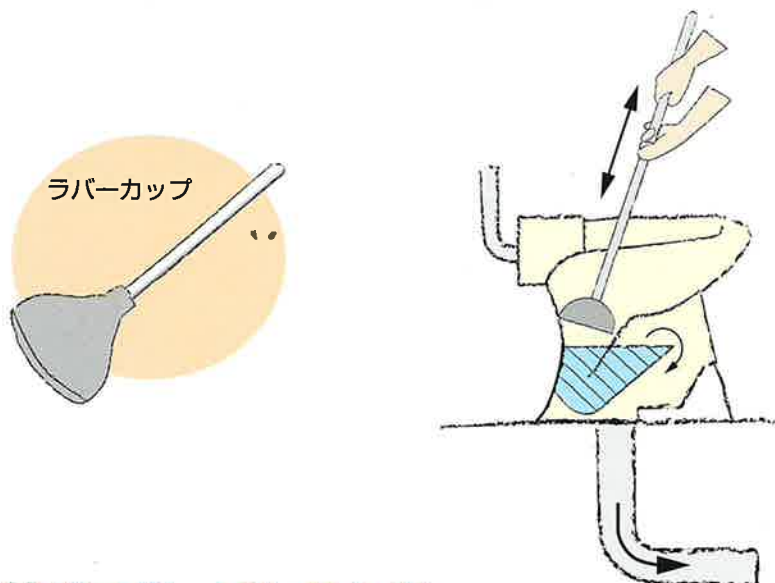
排水設備に異常があった場合の点検箇所と家庭でできる簡単な修繕は以下のとおりです。
改善しない場合は、生駒市排水設備指定工事店にご連絡ください。

1. 水が流れにくいとき

床排水口	目ザラをはずして中を清掃して下さい
大 便 器	水を流しながらラバーカップを上下に動かして下さい
小 便 器	目ザラをはずし水を流しながらラバーカップを上下に動かして下さい
洗 面 器	トラップをはずして清掃して下さい

※目ザラ：水まわりの排水口にはめ込む蓋

※トラップ：排水管からの臭いや虫の侵入を防ぐ装置。



2. 排水管がつまっているとき

宅内の桝に汚水がたまっていたり汚水の流れが悪い場合は、排水管がつまっていますので、指定工事店または管清掃業者にご連絡ください。また公共汚水桝に汚水がたまっていたり汚水の流れが悪い場合は、下水道課までご連絡ください。

汚水桝には油やゴミがたまりやすいので定期的に点検し、清掃するようにしましょう。

3. 悪臭がするとき

ト イ レ	トラップ内の水がなくなると悪臭がします。 時々水を注いでいつもトラップ内に水をためてください。
台 所 風 呂 場	トラップますの中にゴミがたまると悪臭がします。 月1回程度棒きれなどで中に付着しているゴミ・汚物を引き上げたり、風呂の水を抜くときなどにますの中をかき回すなどして、小さなゴミを洗い出してください。

下水道の寿命はあなた次第!!

下水道は、美しい自然と快適な生活環境をまもってくれる公共の財産です。
ひとりひとりのちょっとした注意で下水道の寿命が大きく変わります。

きれいな水、すてきな街
さわやかな暮らし「下水道」

下水道を
大切に

台所では…

野菜くずやご飯の残り、天ぷら油やサラダ油などの
食用廃油などを流さないようにしましょう。



水洗トイレでは…

トイレットペーパー以外の
紙や異物を流さないようにしましょう。



マンホールでは…

土砂や廃油、木片などをすてないでください。
マンホールはむやみに開けてはいけません。



下水道に有害物を流さない ようにして下さい!

ガソリン、シンナー、石油、アルコール類
など揮発性の高い危険物を流すと、
大爆発を起こす原因となります。
ますや側溝に土砂や木片、ビニール類
を捨てないようにしましょう。



公共下水道に関するお問い合わせは・・・

生駒市 下水道課

TEL(0743)74-1111

R70
当紙製品の70%以上を再生紙と植物油インキを使用しています



このパンフレットは環境保護に貢献する再生紙と植物油インキを使用しています。